

《参考資料Ⅱ》

—東日本大震災復興特別会計—

被災文化財の復旧等

(25年度予算額
26年度要求額)

1,714百万円
2,660百万円

一般的な文化財補助事業

国指定等文化財全般を対象に、
その維持・継承を図る

- ・経年劣化に伴う文化財の保存修理
- ・伝統的な技芸・行事の伝承・公開
- ・史跡指定地の公有化 など

被災文化財の復旧等事業

東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の
保存・修復に特化して実施

補助事業により被災文化財の早急な保存・修復を推進し、
被災地の復興を支援する

<被災した文化財の例>



桜川市真壁伝統的建造物群
保存地区(茨城県桜川市)



史跡・小峰城跡
(福島県白河市)

補助対象事業

- ①建造物
- ②史跡・名勝・天然記念物
- ③伝統的建造物群

被災ミュージアム再興事業

(25年度予算額 381百万円)
26年度要求額 645百万円

●美術館・歴史博物館の役割

- 優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点
- 地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動、観光等の拠点

●美術館・歴史博物館の機能

地域住民の文化芸術活動の場、コミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場



東日本大震災

機能・役割の回復

復興への
取組み

文化庁が重点的
に支援

- 被災した博物館資料の修理
- 修理した資料の整理・データベース化
- 応急処置を施した資料を収蔵する場所の確保
- 復興に向けた各種事業展開
- 被災した館の資料を活用した展覧会の開催 等

○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)

5 復興施策

(2) 地域における暮らしの再生

⑤文化・スポーツの振興

(i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。
また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。